

論点2 法的検討も要する公報のあり方 (概要)

1. 公報発行の経緯

<公報発行>

- 明治21年の特許条例において特許公報等の印刷発行が明記。
- 昭和34年法において、現行規定の基礎が完成し、公報の発行について法律上明記。また昭和45年法において出願公開制度が導入され、公開公報を発行。

<住所掲載>

- 特許法上、公報における住所掲載が明記されたのは大正10年法であるが、公報制度創設時にも出願人等の住所を公報に掲載。
- 現在も発明者/出願人等の住所は、公報において掲載すべき必須事項として明記。

1. 公報発行関連規定の変遷（主な改正点）

年	概要
明治21年	条例に基づき特許公報・商標公報が発行
大正10年	異議申立制度の導入(特許)、 公告制度導入に伴う公告公報発行開始
昭和 8年	意匠法において意匠公報の発行が明記
34年	四法における公報発行規定が明確化 (現行規定の基礎完成)
45年	<特許> 公開制度導入に伴い、公開公報発行開始
53年	<特許> PCT条約加盟に伴い、公表特許公報の発行開始
平成 6年	<特許> (権利付与前)異議申立制度廃止に伴う公告公報の廃止
8年	<商標> (権利付与前)異議申立制度廃止に伴う公告公報の廃止
11年	<商標> 出願公開制度導入に伴う公開商標公報発行開始
26年	<特許> 異議申立制度導入に伴う公報掲載項目の追加

2. 住所掲載の主な規定変遷

	年	概要
登録系公報	昭和34年	<公告段階(査定前)> 権利者及び発明者の氏名及び住所の掲載が明記 <登録段階(査定後)> 権利者の氏名及び住所の掲載が明記
	平成 6年 (特許) 8年 (商標)	<公告段階(査定前)> 制度廃止 <登録段階(査定後)> 権利者及び発明者の氏名及び住所の掲載が明記
	現状	<登録段階(査定後)> 上記から変更なし
公開系公報	昭和45年	特許・実用新案法において出願公開制度が導入 出願人/発明者の住所の掲載が明記
	平成11年	商標法において出願公開制度が導入 出願人/発明者の住所の掲載が明記
	現状	<特許・商標> 上記から変更なし

2. 1 (1) 現状(情報提供(公報発行)の側面から)

- 特許庁は公報をインターネットを通じて電子ファイルで提供しており、何人も無償で入手可能。
- 公報には多様な内容が盛り込まれており、ユーザーの情報入手の利便性に鑑み、各公報に「公報名称」を付して定期的に発行(法律上は「特許公報」等、各法毎に1種類のみを規定)。
- パリ条約上の公報に関する規定(パリ条約12条)では、各国に「特許権者の氏名及びその特許発明の簡単な表示」及び「登録された商標の複製」の掲載を要求。

現在発行している公報一覧(H27.10現在)

* (特): 特許法、(実): 実用新案法、(意): 意匠法、(商): 商標法

公報名称	収録公報種別	発行頻度	根拠法令
公開公報	公開特許公報・公表特許公報 再公表特許・公開実用新案公報	原則週1回(木)発行	(特)第64条 第193条第2項3号 第184条の9第1～3項、第7項 等
特許・実用新案公報	特許公報 実用新案登録公報	原則週1回(水)発行	(特)第66条第3項、 特許法施行規則第29条
登録実用新案公報	登録実用新案公報	原則週1回(木)発行	(実)第14条第3項 第14条の2第12項
意匠公報	意匠公報 協議不成立意匠出願公報	原則週1回(月)発行	(意)第20条第3項、 第20条第4項、 第66条第3項 等
商標・商標書換登録公報	商標公報 商標書換登録公報	原則週1回(火)発行	(商)第18条第3項 附則第12条第4項
公開・国際商標公報	公開商標公報 公開国際商標公報・国際商標公報	原則週1回(木)発行	(商)第12条の2第1～2項、 第75条第2項第3号 等
審決公報	審決公報・決定公報・再審公報 判決公報・判定公報	原則月1回 最終(金)発行	(特)第193条第2項 (実)第53条第1～2項 (意)第66条第2項第2号、同第4号 (商)第75条第2項第6～7号 等
特許庁公報	審査請求・技術評価書請求リスト 特許・実用新案拒絶査定、出願放棄・取下・ 却下リスト 商標拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト 商標目録 公示号	原則月1回発行 (「商標拒絶査定出願 放棄・取下・却下リス ト」は原則3月毎に1 回発行)	(特)第48条の5第1項、第67条の2第6項、 第193条第2項 (実)第13条第1項 (意)第68条第5項、第66条第2項1～3号 (商)第23条第3項、第77条第5項、 第75条第2項第4号 等

2. 1 (2) 現状(情報提供(公報その他))

- 公報以外の提供情報として①特許法186条等に規定される閲覧制度、②INPITや民間事業者に対する整理標準化データの提供やINPITが提供するJ-PlatPatにおける審査書類情報照会などがあり。
- 公報の情報は発行時点の情報のため、最新の権利者情報等は閲覧により確認する必要がある。

情報提供比較

掲載内容

方法

閲覧の請求(特186条、実55条、意63条、商72条、特例法12条)

※最新の情報

- 特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録に関する書類
- 特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿、商標原簿
- 【閲覧可能書類例】
 - ・出願書類
 - ・拒絶不服査定に関する事項
 - ・特許(登録)原簿(磁気原簿記録事項)
 - ・異議申し立てに関する書類
 - ・特許協力条約に基づく国際出願書類
 - ・マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願書類(書類の閲覧のみ)
 - ・ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願書類

【閲覧の請求のみで提供される情報の内容】

- ・質権、専用実施権等の情報(原簿内容の一部)
- ・意匠、商標、審判に関する書類 等

その他の情報提供(法の趣旨に基づく提供)

※最新の情報(最長2週間程度のタイムラグ)
※権利者等の住所又は居所は概略化して提供

- 整理標準化データ
- J-PlatPatで照会可能な審査書類情報(特許、実用)

【閲覧・その他の情報提供で提供される情報】

- ・審査経過情報、移転登録情報
- ・特許、実用新案に関する審査書類 等

情報提供対象外

(公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの等)

公報 (特64条、特66条、意20条、商12の2条、商75条等)

※公報発行時点の情報

- 公開系公報
- 登録系公報
- その他の公報
 - ・拒絶査定、放棄、取下げ、却下、延長登録の出願取下げ
 - ・出願公開後の権利の承継
 - ・特許権、実用新案権、意匠権、商標権の消滅、回復
 - ・審判請求又はその取下げ
 - ・確定審決(登録又は出願公開がされたものに限る)
- ・審決に対する訴えについての確定判決

【公報において提供される情報の内容】

- ・出願人、権利者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ・出願の番号及び年月日
- ・発明者の氏名及び住所又は居所
- ・明細書及び特許請求の範囲に記載した事項、図面の内容
- ・要約書に記載した事項
- ・出願公開(特許、登録)番号及び年月日
- ・その他必要な事項

●海外特許情報

種類	費用	提供方法
閲覧の請求	有料	オンラインまたは書面での請求に基づき提供
公報	無料	インターネットによる提供(ユーザーの請求手続き不要)
その他の情報提供	無料	インターネットによる提供(ユーザーの請求手続き不要)・外国庁とのデータ交換 等

2. 2 現状(公報に掲載される情報の利用形態の側面から)

- 「公開系公報」は、重複出願や重複研究等の回避、新技術の研究・新事業への展開・創作等の参考として利活用。
- 「登録系公報」は、①権利者が取得した権利範囲を第三者に明示、②権利侵害を予防し、ライセンス等の権利の実施に利活用。
- 「個人情報」は権利の所在の確認等に利用。しかし、アンケート調査の結果、利用したことがないと回答した者が約8割と一番多く、利用しているとの回答者も利用頻度は少ない。利用している場合における利用方法として最も多いのは「特定の発明者・出願者を抽出するため」となっている。

1. 特許情報全般の活用

公報等に掲載される情報

- ・出願人/権利者/発明者情報(氏名・住所)
- ・分類
- ・権利範囲、発明の概要
- ・図面
- ・明細書
- 等

調査・分析

公開系情報の活用

- ◆ 重複研究や重複出願の排除
- ◆ 新技術の研究や新事業への展開のための参考
- ◆ 創作等への参考

登録系情報の活用

- ◆ 権利侵害の予防
- ◆ ライセンス等権利の実施の促進

情報を調査分析することで、効果的・効率的に研究開発等への投資を行うことが可能。

2. 掲載される個人情報の利用形態

利用方法

- ①権利の所在確認
- ②他者権利の無効理由等の確認
- ③統計・調査目的

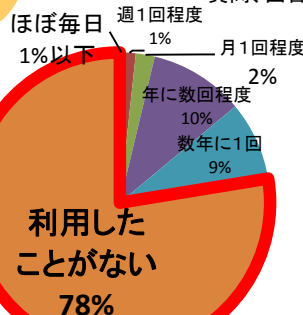
効果

- ライセンス等のための権利者への連絡
- 特許庁への情報提供・無効理由の確認
- 技術動向調査・特許マップ等の作成

アンケート結果

利用頻度

※出願人・発明者の住所利用頻度をそれぞれ質問、回答を合算し集計

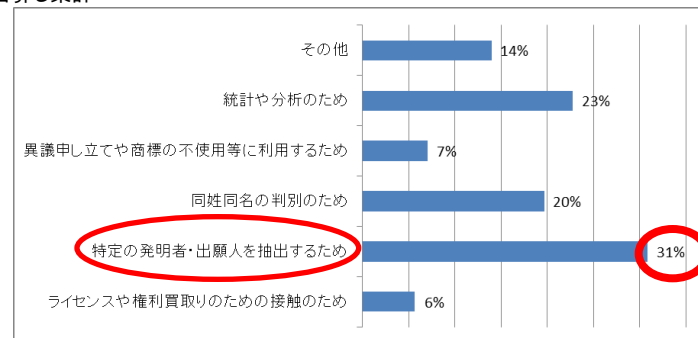


(回答総数=883)

利用目的

(回答総数=580)

※四法別の回答を合算して集計



3. 1 公報における住所掲載のあり方①

公開公報見本

JP 2007-123456 A 2007. 5. 20

(19) 日本国特許庁 (JP) (12) 公開特許公報 (A) (11) 特許出願公開番号
特開2007-123456
(P2007-123456A)
(43) 公開日 平成19年5月20日 (2007. 5. 20)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
G 0 1 B 12/345 (2006. 01)	G 0 1 B 12/34	1 0 1 B
G 0 2 C 9/87 (2006. 01)	G 0 2 C 9/87	2 E 1 1 0
G 0 1 B 67/89 (2006. 03)	G 0 1 B 67/89	Z
G 0 1 B 12/345 (2006. 03)	G 0 1 B 12/345	U
G 0 1 B 34/56 (2007. 01)	G 0 1 B 34/56	

審査請求 未請求 請求項の数 2 O L 公開請求 (全 6 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2006-123456 (P2006-123456)	(71) 出願人	390000011
(22) 出願日	平成18年9月10日 (2006. 9. 10)	特許 花子	
(62) 分割の表示	特願2004-332299 (P2004-332299) の分割	東京都千代田区豊が丘4-2-1	
原出願日	平成16年8月8日 (2004. 8. 8)	(74) 代理人	123456789
		弁護士 代理 太郎	
		(74) 代理人	234567891
		弁護士 代理 次郎	
		(72) 発明者	花子 太郎
		神奈川県横浜市中区1丁目2-2-0-0番地	

特許法第64条第2項第4号の規定により図面の一部または全部を不掲載とする。

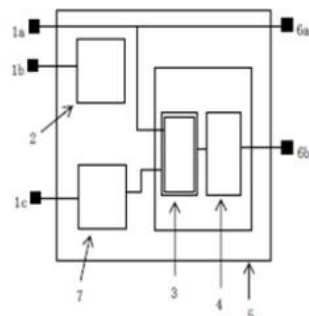
(出願人による申告) 国等の委託研究の成果に係る特許出願 (平成〇〇年度、〇〇省、〇〇委託研究、産業再生法30条の適用を受けるもの)

Fターム (参考) 2E110 AA26 AA57 AB04 AB22 AB23
BA03 BA12 BB03 BB22 EA09
GA03W GA32W GA33X GB42W GB44W
3B005 EA06 EB01 EB06 EB09 FA03
FB23 FC09X FC09Z GA02 GA04

(54) 【発明の名称】 ファクシミリ装置

(57) 【要約】

【目的】 ファクシミリ端末パラメータ鑑別方法に関し、ファクシミリ装置機能のパラメータ拡張を容易にする。
【構成】 通信時の端末パラメータを鑑別する方法において、端末パラメータを含む制御信号の送信端末1 a、1 bは制御信号のファクシミリ情報フィールドを、複数のサブフィールドに分離し、各サブフィールドの情報を分離するファクシミリ情報フィールドのデータ中には見えない特定の鑑別コードを挿入してファクシミリ情報フィールドを作成する。制御信号の受信端末7はファクシミリ情報フィールド内の上記特定の鑑別コードを検出し、ファクシミリ情報フィールドを複数のサブフィールドに分離して、各サブフィールドの情報の内容を解析し相手端末の端末パラメータの内容を検出する。装置機能のパラメータを拡張する場合はユニークコードを挿入して可変長の端末パラメータを分離する。送信側のユニークコードは端末装置が製造された時点で既に装置固有の制御信号の一部として読み出し専用メモリにインプリメントされるので、ハードウェア上の負担にはならない。



特許庁に寄せられた公報に掲載される個人情報に対する問い合わせ例

- ✓ プライバシーの問題から、公報等から住所を削除して欲しい。
- ✓ インターネットの掲示板等に、特許や意匠の公報から住所を見て、DMが届いたり、人が訪ねて来たりすることがあると書いてあり、不安なので出願を躊躇している。自宅で仕事をしているし、会社ではないので、自宅しか書く場所はない。

公報における住所表記 (諸外国との比較)

	特許	実用新案	意匠	商標
日本	全て (特66条)	全て (実14条)	全て (意20条)	全て (商18条)
米国	概略	※1	概略	全て
欧州※2	概略		全て	全て
韓国	選択制	選択制	選択制	選択制
中国※3	全て	全て	全て	全て
ドイツ	概略	概略	概略※4	概略※4

※1 米国、欧州には実用新案制度が存在しない。

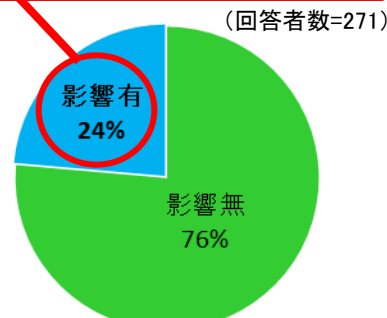
※2 欧州について、特許は「欧州特許庁 (EPO)」、意匠・商標は「欧州共同体商標意匠庁 (OHIM)」がそれぞれ所管している。

※3 中国について、特許・実用新案・意匠は「中国国家知識産権局 (SIPO)」、商標は「中国国家工商行政管理総局 (SAIC)」がそれぞれ所管している。

※4 ドイツ特許庁の発行する意匠、商標の公報においては、権利者の住所は概略掲載されるが、他に「連絡先」(代理人も可)の住所の全てが掲載される。

アンケート結果

回答者の約1/4がDMなど住所を公開されることによる影響があると回答



(「平成27年度特許情報提供サービスの現状と今後に関する調査」におけるアンケート結果(速報値)より)

3. 1 公報における住所掲載のあり方②(論点)

- 個人情報保護や海外庁の動向等に鑑み、住所表記を概略化すべきではないか。
- 検討に際しては、「公報として情報提供する必要性」、「ユーザーの利便性の確保」、「インターネットで提供した情報へのアクセス性」を勘案し、概略化の詳細について今後検討が必要ではないか。

論点① (概略表記対象:個人・法人)

A案:「個人」のみ対象
B案:「個人」「法人」とも対象

<考え方>

A案が適切ではないか。

○個人情報の悪用の懸念は「個人」に関するものであり、個人に対応すれば多くの問題は解決。

○個人事業主の出願は、プライバシーや個人情報保護の視点から保護の必要性があるが、特許出願に際しては、個人名として処理。

○法人は、商業・法人登記制度により所在地情報を誰でも閲覧可能。

論点②(出願人・権利者等の住所の表記方法)

A案:全ての住所を同一方針で概略

B案:「出願人・権利者」は異なる概略方法とすることも検討課題

<考え方>

B案が適切ではないか。

○出願人・権利者は、差止請求権の権利を有する等発明者等と比較して法的な位置づけが高い点を考慮する必要あり。
(しかし、公報掲載住所は公報発行時点の情報であり、ライセンス許諾の際には活用できないケースもある点に留意要。)

○実務的には、特定の出願人の抽出等に活用されているが、住所を全表記しなくても、多くの場合、目的達成可能。

論点③ (選択制の導入)

A案:公報発行前選択制を導入

B案:公報は概略表記とし、ライセンス交渉に必要な情報提供及び入手方法の周知と利便性向上を検討

<考え方>

B案が適切ではないか。

○一度公報が発行された場合には、その時点で個人情報が公開。公報の特性上、事後の変更には慎重であるべき。
○発明の利用に資するライセンスの円滑化に向け、権利者又は第三者の視点から連絡先情報を提供又は入手できる仕組み(閲覧やデータベース等)の利用促進が必要。

3. 2 公報における情報提供のあり方(論点)

- 公報として発行している情報の中には、リスト形式で発行しているものなど情報提供としての色彩が強い項目もあり。
- インターネットの進展に鑑み、提供する情報に応じた効率的かつ効果的な情報提供手法を検討すべきではないか。

論点④ (「その他公報」として発行すべき情報の精査)

A案:現状の変更なし

B案:公報として発行すべき情報を今後
特許庁で精査

<考え方>

B案が適切ではないか。

○紙媒体の時代からインターネットで迅速に情報入手することが可能となったため、時代に即して公報として提供すべき情報を、今日的な意義や利用実態等を分析した上で精査。

○その際、出願人・権利者又は第三者の利便性の高い手法による迅速な情報提供手段を確保することが重要。

法区分	公開系公報	登録系公報	その他公報
特 許	公開公報	特許公報	審決公報 審査請求リスト(特許) 拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト(特許) 公示号
実用新案	登録実用新案公報		審決公報 技術評価書請求リスト(実用新案) 公示号
意 匠	—	意匠公報	審決公報 協議不成立意匠出願公報 公示号
商 標	公開・公開国際商標公報	商標公報	審決公報 拒絶査定、出願放棄・取下・却下リスト(商標) 商標目録 公示号